

禁煙外来



喫煙は明らかに体にとって有害です。しかしながら、ニコチンなどの成分により依存性が生じ、止めづらいのもまた事実です。国がニコチン依存症を疾患としてとらえるようになり、保険診療で禁煙治療を行えるようになりました。

保険診療の適応となる患者さんは以下の条件を満たす方です。

条件に当てはまらない方は、診察・投薬とも自由診療による治療となります。

禁煙治療の流れ

健康保険等を使った禁煙治療では、12週間で5回の診察を受けます。

診察に行くと、はじめに喫煙状況などから健康保険等で治療が受けられるかをチェックします。

毎回の診察では、禁煙補助薬の処方を受けるほか、息に含まれる一酸化炭素（タバコに含まれる有害物質）の濃度を測定したり、禁煙状況に応じて医師のアドバイスを受けることができます。

禁煙外来での保険適用となる条件

- ◇ 直ちに禁煙する意思があること
- ◇ タバコ依存症に関する問診票によりニコチン依存症と診断されること
- ◇ 【1日の喫煙本数×喫煙年数】が200以上であること
- ◇ 禁煙治療を受けることに文書で同意すること

健康保険等を使った禁煙治療のスケジュール

